

1. 安全・品質の苦情は苦手な分野。方法論が共有されていない。→(資料5-1の3頁の件数のパツキ)
  - ① 消費者に「メーカーに申し出なさい」と自主交渉させ、苦情対応はメーカーに丸投げ
  - ② センターがメーカーに原因調査させて報告書を取り、センターの技術担当者が精査
  - ③ センターが現物を確保して、センター（または依頼した機関）で苦情処理テストを実施
  - ④ 原因究明の結果、消費者に対する補償・賠償の実施。製品リコールや設計の改善へ全国的に、少なくとも②→④、または③→④の対応ができる水準に向上させる必要がある。
2. 国民生活センターのほかには、国の商品テスト機関として、製品評価技術基盤機構（N I T E）があるが、対応分野は経済産業省所管物資に限定。他の分野のテスト機関も必要である。

経済産業省所管物資	→製品評価技術基盤機構(N I T E)は自治体の依頼を受ける
食品の表示 (農林水産省)	→?農林水産消費安全技術センター(F A M I C)は受けない
食品の安全性 (厚生労働省)	→?
自動車 (国土交通省)	→?
住宅 (国土交通省)	→?
医薬品、化粧品等(厚生労働省)	→?
すべての分野?	→ 国民生活センター

3. 都道府県・政令市の商品テスト部門の縮小原因は、財政難もあるが、非効率であるため。  
「いつ発生するか知れない苦情テストのために、自治体ごとに高度な分析機器と専門的人材（食品・繊維・機械・化学・電気・建築等）をフルセットで維持することはムダ」。←当たっている。  
商品テストは自治体のサイズに余り、商品の全国流通の実態からも、国が取り組む課題である。  
全国1つ（国民生活センター・相模原）では少ないので、ブロックごと（北海道・東北・中部・近畿・中国四国・九州）に1つの商品テスト施設を拠点化し、専門的人材を置き、自治体の行う苦情処理の節目節目で、技術相談に応じ、依頼テストを受け入れる体制が最善。  
ブロック機関は、国民生活センターの支所を設置するか、N I T Eの支所に委託するか。後者の場合は、国民生活センターとN I T Eの業務目的とテスト手法等の相違を克服できるか。  
その際、ブロック機関は、前記の「食品の表示」「食品の安全性」「自動車」「住宅」「医薬品等」の分野についても、テスト受入先を見つけたり、技術的助言を行う機能を果たすべき。
4. 本日の提出資料に関するコメント、質問
  - (1) 資料1-1「商品テストの実施状況・実施体制について」の3頁の商品テスト担当職員数について、職員の専門分野別（食品・繊維・機械・化学・電気・建築等）の内訳は分かるか？  
クリーニング苦情が多かった経緯から、繊維専攻の職員が多いと推測するが。質問です。
  - (2) 資料1-3「地方消費者行政における商品テストの概念整理について」の「比較・試買テストのコメント欄」に、「民間でも実施されるようになってきている」と記載されている。  
実際は逆であり、暮らしの手帖、月刊消費者（日本消費者協会）、たしかな目（国民生活センター・廃刊）などの比較・試買テストは廃止され、現在に至っている。
  - (3) 資料2「消費者庁の説明資料」の3頁に「地方消費者行政活性化基金による支援」についての活用事例が記載されている。商品テスト機器を購入した県または保有している県は、近隣の都道府県の商品テストを引き受けているのか？ 質問です。
  - (4) 資料5-1「消費生活センター等の商品テスト」の3頁「各消費生活センターのテスト実施状況」には、分析機器のないセンターの件数が上がっていることから「自分のセンターで実施した商品テストの件数」と「他の機関に依頼した商品テストの件数」が混じっている。  
質問1「自分のセンターで実施した商品テストの件数」を示す一覧表はないのか？  
質問2「市のセンターが県のセンターに依頼した」場合、この表では市と県の両方で重複カウントされて、過大な数字が現れるのではないのか？
  - (5) 北海道消費者協会への質問です。資料5-1「消費生活センター等の商品テスト」の3頁では、北海道消費者協会は苦情処理テスト148件、札幌市センターは苦情処理テスト0件です。  
札幌市センターは自前のテストや、道への依頼テストをしていないのか？ 相互協力は？
  - (6) 静岡県への質問です。商品テストの分野は多岐にわたるが、分析機器の限界、テスト職員の専門分野などの制約により、県環境衛生科学研究所で対応できない案件は、どうするのか？